公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第 21 条第１項に規定する教育研究審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　教育研究審議会は、定款第 24 条に掲げる事項を審議する。

（定数）

第３条　教育研究審議会の委員総数は 20 人とし、定款第 21 条第２項第３号から第５号の委員は次のとおりとする。

(1) 第３号の委員　理事（総務担当）、教務部長、学生部長及びキャリアセンター長

(2) 第４号の委員　学部長、研究科長、文化・芸術研究センター長、図書館・情報センター長、国際交流センター長、入学試験・高校大学連携センター長、地域連携センター長及び事務局長

(3) 第５号の委員　２人

（任期）

第４条　定款第 21 条第２項第５号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第５条　教育研究審議会は、定款第 22 条第１項及び第２項の規定に基づき、学長が招集する。

２　学長は、教育研究審議会を招集するときは、開催の７日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（議長）

第６条　教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

２　学長が欠席の場合は、学長があらかじめ指名する副学長が議長となる。

３　議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

（議案の提出）

第７条　教育研究審議会への議案の提出は、議長が行う。

（発言）
第８条　発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

（採決）
第９条　議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。
２　口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

（委員以外の者の出席）
第 10 条　議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

（傍聴）
第 11 条　教育研究審議会の会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。
２　傍聴人は発言することができない。

（専門委員会の設置）
第 12 条　教育研究審議会の運営上必要な場合には、専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会の組織及び運営については、教育研究審議会の議決を経て、学長が定める。
３　専門委員会は、教育研究審議会から委任された事項を審議し、その結果をできる限り速やかに議長に報告しなければならない。

（議事録）
第 13 条　議長は、教育研究審議会を開催したときは、日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
２　前項の議事録には、議長及び出席した委員のうちから議長が指名した者２人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

（事務）
第 14 条　教育研究審議会に関する事務は、教務室において処理する。

（委任）
第 15 条　この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って定める。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。